

2023年8月14日
丸紅新電力株式会社

北陸電力送配電株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域（下線：新たに特別措置の対象として追加する地域）

- 災害救助法が適用された市町村

【富山県】 富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

【石川県】 河北郡津幡町

- 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【富山県】 氷見市、滑川市、砺波市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、
中新川郡立山町

【石川県】 金沢市、かほく市、白山市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町

【岐阜県】 飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の内容

- （1）電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年6月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村等における災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

- （2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6カ月間に限り申し受けません。

- （3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年1月末日までは申し受けません。